

土浦協同病院附属看護専門学校学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、学生に対して看護師として必要な知識および技術を教授し、農協理念に基づき社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は土浦協同病院附属看護専門学校という。

(位 置)

第3条 本校は茨城県土浦市おおつ野二丁目2番10号に置く。

第2章 課程および学科・修業年限・定員・学期ならびに休業日

(課程・学科・修業年限および定員)

第4条 本校の課程、学科、修業年限および定員は、次のとおりとする。

課 程	学 科	昼夜の別	修業年限	入学定員	総定員	学級数
看護専門課程	看護学科 (3年課程)	昼 間	3年	80名	240名	2

(在学年限)

第5条 学生は、6年(休学期間を除く)を超えて在学することはできない。

2.第17条の規定により転入学した者も、在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

(学 年)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第7条 本校の学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 本校の休業日は、次のとおりとする。

ただし、学校長が必要と認めたときは、休業日に授業を行うことができる。

(1)国民の祝日

(2)土曜日・日曜日

(3)夏期休業日 5週間

(4)冬期休業日 2週間

(5)春期休業日 3週間

(6)その他臨時に定めた休業日

第3章 教育課程および単位数

(教育課程および単位数)

第9条 本校の教育課程および単位数は、別表のとおりとする。

2. 1単位の授業は45時間とする。ただし、講義および演習については、15時間から30時間、実験・実習・実技については30時間から45時間の範囲を1単位とし、臨地実習については、45時間を1単位とする。

第4章 入学・退学・転学・除籍等

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第11条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1)学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条の規定に該当する者
- (2)学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条第5号の規定に該当する者

(入学出願)

第12条 本校に入学を志願する者は、入学願書と次に掲げる書類を添えて学校長に提出しなければならない。

- (1)高等学校又は中等教育学校を卒業した者にあつては、高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書、調査書
- (2)学校教育法施行規則第150条第5号の規定に該当する者にあつては、高等学校卒業程度認定試験の合格証明書、合格成績証明書又は合格見込成績証明書
- (3)(1)又は(2)以外の者で、学校教育法第90条の規定に該当するものにあつては、それを証明する書類
- (4)その他学校長が必要とする書類

(入学試験)

第13条 入学を志願する者には、次の試験を行う。

- (1)学科試験
- (2)人物考査(小論文を含む)

(入学手続)

第14条 入学を許可された者は保証人2名を定め、誓約書を提出しなければならない。なお保証人のうち1名は身元引受人とする。

- 2.保証人は、独立の生計を営み、公民権を有し、学生の身上に関し一切の責任を負うことのできる者でなければならない。
- 3.保証人が前項の要件を欠いたときは、直ちに新保証人を定めて第1項の手続きをしなければならない。保証人を変更したときも同様とする。
- 4.保証人の職業または住所に変更があつたときは、直ちにその旨を学校長に届け出なければならない。

(退学および休学)

第15条 学生が休学または退学を希望するときは、休(退)学願にその理由を詳記して保証人連署のうえ学校長に提出しその許可を得なければならない。なお休学が病気による場合は医師の診断書を添付しなければならない。

- 2.看護学生として不適当とみなされた者および学力劣等で成績向上の見込みがないと認められた者には、前項の規定にかかわらず退学を命ずることができる。
- 3.休学については病気、その他やむを得ない理由で1か月以上欠席をする者に限り認めるものとする。
- 4.休学期間は、1か月以上1年以内とし、年度を跨る場合は更新する。

(復学)

第16条 休学中の学生が復学しようとするときは、保証人が連署した復学願を学校長に提出してその許可を受けなければならない。ただし、休学の理由が病気であつたときは、医師の診断書を添えなければならない。

(転学)

第17条 本校に転入学を希望する者は、学校長の許可を受けなければならない。ただし、教育計画および学科・実習の進度が同程度であり、かつやむを得ない事情があると認めた場合に限り許可するものとする。

- 2.他の看護学校・養成所(3年課程)に転出学を志願しようとするときは、学校長に願ひ出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第18条 学校長は次の各号の一つに該当する者を除籍できる。

- (1)死亡届けのあつた者
- (2)行方不明の者
- (3)1年以上休学後、就学できない者
- (4)在学年限が6年以上の者

(入学者の既修得単位等の取扱い)

第19条 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「指定規則」という。)別表3に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき

個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で履修に替えることができる。

- 歯科衛生士
- 診療放射線技師
- 臨床検査技師
- 理学療法士
- 作業療法士
- 視能訓練士
- 臨床工学技士
- 義肢装具士
- 救急救命士
- 言語聴覚士

なお、指定規則別表3備考2にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第39条第1号の規定に該当する者で本校に入学したものの単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第42号)による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)別表第4に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号)別表第4に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校の教育内容に相当するものと認められる場合には、指定規則別表3に定める基礎分野の履修に替えることができる。

第5章 成績の評価・単位認定・卒業等・賞罰

(成績の評価)

第20条 授業科目の成績は、学科試験及び実習成績により評価する。

(単位の認定)

第21条 各授業科目を履修した者に認定のうえ、所定の単位を与える。

2. 授業科目の評定は、A・B・C・Dの4種の評語をもって表す。
3. 授業科目の評定は、A(80点以上)、B(70点から79点)、C(60点から69点)で、A・B・Cを合格とし、その授業科目の単位取得を認定する。D(59点以下)は不合格とする。

(卒業等)

第22条 卒業の認定は、規定の単位を取得した者に対して教員会議の議を経て学校長がこれを決定する。ただし、欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超えた者は、卒業を認めない。

2. 学校長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。
3. 学校長は、卒業を認定した者に対して、専門士(看護専門課程)の称号を授与する。

(褒賞)

第23条 学業・素行ともに優秀な者、その他特に善行があつて他の模範となる者に対しては、これを表彰することができる。

(懲戒)

第24条 学生としてふさわしくない行為があつたときは、学校教育法第11条の規定により、学生に対して懲戒を行うことができる。

第6章 健康管理

(健康管理)

第25条 学生に対して、1年に2回健康診断を実施する。

第7章 授業料等

(授業料等の納入)

第26条 学生は、授業料・施設教材費・実習費を毎月末日までに、その月の分を学校に納入しなければならない。

2. 授業料は出席の有無にかかわらず、在籍期間これを徴収する。
3. 学生が休学したときは前項の規定にかかわらず、その始期の属する月の翌月から授業料・施設教材費・実習費を免除することができる。
4. 入学後、既納の授業料は、いかなる理由があつても返還しない。

(入学受験料、授業料等の額)

第27条 入学受験料、授業料等の額は別に定める。

第8章 教職員の組織および運営

(教職員組織)

第28条 本校に次の職員を置く。

- | | |
|-----------|--------|
| (1)学 校 長 | 1 名 |
| (2)副学校長 | 1 名 |
| (3)教員 | |
| ア.教務部長 | 1 名 |
| イ.実習調整者 | 1 名 |
| ウ.専任教員 | 19 名 |
| エ.実習指導教員 | 若干名 |
| オ.その他の教員 | 20 名以上 |
| (4)事務職員 | |
| ア.事務長 | 1 名 |
| イ.事務員 | 4 名 |
| (5) その他職員 | 若干名 |

2.職員構成の詳細については学則細則に定めるところによる。

(運 営)

第29条 学校長は、校務をつかさどり所属職員を監督する。

- 2.副学校長は、学校長を補佐し学校長に事故あるときは、学校長の職務を代行する。
- 3.教務部長は、学校長を補佐し、公務の円滑を図る。
- 4.実習調整者・専任教員・実習指導教員は、学校長・副学校長の指示に従い学生の教育をつかさどる。
- 5.その他の教員は、専任教員に準ずる職務に従事する。
- 6.事務長は、事務部門業務を処理及び管理することにより学校長を補佐する。
- 7.事務員は、事務に従事する。
- 8.その他職員は、自己の職務に従事する。

(会 議)

第30条 学校の運営については、別に定める会議規程による。

雑 則

第31条 この学則の実施に必要な細則は別に定める。

附 則

- 1.この学則は、昭和62年4月1日から施行し、昭和48年4月1日(高等看護学院学則)は廃止する。
- 2.この学則は、平成元年7月13日改正し、平成2年4月1日から施行する。
- 3.この学則は、平成元年12月15日改正し、平成2年4月1日から施行する。
- 4.この学則は、平成2年3月13日改正し、平成2年4月1日から施行する。
- 5.この学則は、平成2年10月11日改正し、平成3年4月1日から施行する。
- 6.この学則は、平成4年7月13日改正し、平成4年7月1日から施行する。
- 7.この学則は、平成4年8月12日改正し、平成4年8月1日から施行する。
- 8.この学則は、平成5年5月11日改正し、平成5年7月1日から施行する。
- 9.この学則は、平成7年3月13日改正し、平成7年3月1日から施行する。
- 10.この学則は、平成8年12月12日改正し、平成9年4月1日から施行する。
なお、学則改正前に入学した者は従前の例によるものとする。
- 11.この学則は、平成9年7月15日改正し、平成9年4月1日から適用する。
- 12.この学則は、平成12年7月12日改正し、平成12年9月1日から適用する。
- 13.この学則は、平成14年4月12日改正し、平成14年4月1日から適用する。
- 14.この学則は、平成16年3月12日改正し、平成16年4月1日から適用する。
- 15.この学則は、平成17年8月11日に改正し、適用する。
- 16.この学則は、平成20年10月8日に改正し、平成21年4月1日より適用する。
なお、第3条については平成20年10月8日に改正し、平成18年4月1日に遡及適用する。
- 17.この学則は、平成21年3月19日に改正し、平成21年4月1日より適用する。

- 18.この学則は、平成22年12月10日に改正し、平成23年4月1日より適用する。
- 19.この学則は、平成26年12月12日に改正し、行政庁の認定を受けた日(平成28年4月1日)より適用する。
- 20.この学則は、平成28年6月8日に改正し、平成28年8月1日より適用する。
- 21.この学則は、平成29年10月18日に改正し、平成30年4月1日より適用する。
- 22.この学則は、平成31年3月6日に改正し、平成31年4月1日より適用する。
- 23.この学則は、令和2年9月25日に改正し、令和3年4月1日より適用する。

(別表)

教育課程 (3年課程)

土浦協同病院附属看護専門学校

分野	指定規則の教育内容	単位	本校の授業科目	単位数			時間数	
				講義	実習	計		
基礎分野	科学的思考の基盤	13	論理と表現	1		1	30	
	人間と生活、社会の理解		物理学	1		1	15	
			情報科学	1		1	30	
			心理学	1		1	30	
			倫理学	1		1	30	
			社会学	1		1	30	
			教育学	1		1	30	
			体育Ⅰ	1		1	30	
			体育Ⅱ	1		1	30	
			外国語Ⅰ	1		1	30	
			外国語Ⅱ	1		1	30	
			カウンセリング	1		1	30	
			人間関係論	1		1	30	
		小計	13		13	375		
専門基礎分野	人体の構造と機能	15	解剖生理学Ⅰ	1		1	30	
	疾病の成り立ちと回復の促進		解剖生理学Ⅱ	1		1	30	
			解剖生理学Ⅲ	1		1	30	
			解剖生理学Ⅳ	1		1	30	
			生化学	1		1	30	
			病態生理学Ⅰ	1		1	30	
			病態生理学Ⅱ	1		1	30	
			病態生理学Ⅲ	1		1	30	
			病態生理学Ⅳ	1		1	30	
			病態生理学Ⅴ	1		1	30	
		病態生理学Ⅵ	1		1	30		
	健康支援と社会保障制度	微生物学	1		1	30		
		栄養学	1		1	30		
		薬理学Ⅰ	1		1	15		
		薬理学Ⅱ	1		1	30		
		公衆衛生学	2		2	30		
		関係法規	2		2	30		
		社会福祉Ⅰ	1		1	15		
社会福祉Ⅱ		1		1	15			
		小計	21		21	525		
専門分野Ⅰ	基礎看護学	看護学概論Ⅰ	1		1	30		
		看護学概論Ⅱ	1		1	30		
		基礎看護技術Ⅰ	2		2	90		
		基礎看護技術Ⅱ	2		2	90		
		基礎看護技術Ⅲ	1		1	45		
		看護研究Ⅰ	1		1	15		
		看護研究Ⅱ	1		1	30		
		臨床看護総論	1		1	45		
		臨地実習	3	基礎看護学Ⅰ実習		1	45	
				基礎看護学Ⅱ実習		2	90	
		小計	10		3	13	510	
専門分野Ⅱ	成人看護学	6	成人看護学Ⅰ	2		2	30	
	老年看護学		成人看護学Ⅱ	2		2	60	
			成人看護学Ⅲ	1		1	30	
			成人看護学Ⅳ	1		1	30	
		老年看護学Ⅰ	2		2	30		
	小児看護学	老年看護学Ⅱ	2		2	60		
		小児看護学Ⅰ	2		2	30		
	母性看護学	小児看護学Ⅱ	2		2	60		
		母性看護学Ⅰ	2		2	30		
	精神看護学	母性看護学Ⅱ	2		2	60		
		精神看護学Ⅰ	2		2	45		
	臨地実習	精神看護学Ⅱ	1		1	15		
		精神看護学Ⅲ	1		1	30		
		成人看護学Ⅰ実習			2	90		
成人看護学Ⅱ実習				2	90			
成人看護学Ⅲ実習				2	90			
老年看護学Ⅰ実習				2	90			
老年看護学Ⅱ実習				2	90			
小児看護学実習				2	90			
母性看護学実習			2	90				
精神看護学Ⅰ実習			1	45				
精神看護学Ⅱ実習			1	45				
		小計	22		16	38	1,230	
統合分野	在宅看護論	4	在宅看護論Ⅰ	2		2	30	
	看護の統合と実践		2		2	60		
	在宅看護論 看護の統合と実践	チーム医療	1		1	15		
		医療安全Ⅰ	1		1	15		
		医療安全Ⅱ	1		1	30		
		災害看護	1		1	30		
		在宅看護論実習			2	90		
統合Ⅰ実習			1	45				
統合Ⅱ実習			1	45				
		小計	8		4	12	360	
97単位 3000時間		97	合計	74		23	97	3,000